

考試科目	日文(外國語運用)	所別	法學系	考試時間	3月15日 星期六	第4節
------	-----------	----	-----	------	--------------	-----

一、請將以下短文及法規翻譯成中文(每小題10%、合計50%)

- 近代化学の父、ラボアジエはフランス革命で徴税請負人の前歴を咎められ、断頭台の露と消えた。
- 事実関係をあいまいにしたまま政治決着を図ろうとすれば、かえって感情的なしこりばかりを残すことになる。
- 日米同盟を維持するには、緊密な対話と不断の努力が欠かせない。ライス米國務長官の来日も、その一環と言えよう。
- 事業者は、使用の認可を受けようとするときは、あらかじめ、事業区域に井戸その他の物件があるかどうかを調査し、当該物件があるときは、次に掲げる事項を記載した調査を作成しなければならない。
- 内閣総理大臣は、火山の爆発により住民等の生命及び身体に被害が生じ、又は生ずるおそれがある地域で、その被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を避難施設緊急整備地域として指定することができる。

二、請將以下文章翻譯成中文(30%)

インターネットが、この十年で爆発的に普及した。日本のネット利用者は八千万人を超え、利用者数では米国、中国に次いで世界第三位のネット大国である。

それに伴い、ネットを悪用した「ネット犯罪」も確実に増えている。警察庁によると、昨年検挙されたネット犯罪は三千百六十一件で、前年より52%増えた。五年前と比べると二倍以上の件数だ。そうしたネットの影が、社会に不安を広げている。新たな脅威にしないよう、効果的な対策に取り組むべきときである。

そうした状況を踏まえ、今年度の警察白書はネット犯罪を特集した。社会全体でどう対処するか、議論を呼びかける内容だ。ネットでは、場所や時間を気にせず、だれもが自由に情報を交換できる。顔が見えない匿名性も魅力といえるだろう。そうした「自由」を、犯罪者は隠れミノとして利用しようとする。ネット上のオークションでは、金をだまし取る詐欺事件が後を絶たない。最近では、さらに複雑な「フィッシング詐欺」と呼ばれる手口も登場している。偽のオークションのホームページを作ってID(登録名)やパスワードを入力させ、そのIDなどで他人になりすまし、本物のオークションで金をだまし取る犯行だ。五月には、東京を拠点にしたフィッシング詐欺団八人が逮捕された。被害は約七百人、被害総額は一億円とみられる。

備考	試題隨卷繳交
命題委員：	(簽章) 97年3月3日

- 命題紙使用說明：1. 試題將用原件印製，敬請使用黑色墨水正楷書寫或打字（紅色不能製版請勿使用）。
2. 書寫時請勿超出格外，以免印製不清。
3. 試題由郵寄遞者請以掛號寄出，以免遺失而示慎重。

考試科目	日文(外國語選考)	所別	法律學	考試時間	3月15日 星期六	第2節
------	-----------	----	-----	------	--------------	-----

ネット犯罪の約半数が、こうした金銭目的の詐欺事件だ。だが、児童ポルノなどの違法なわいせつ情報も氾濫し、出会い系サイトに絡む殺人などの凶悪犯罪も発生している。自殺系サイトなど、事件につながりかねないサイトもある。全国の警察は、ネットに常時目を光らせる「サイバー（コンピューター空間の）パトロール」に力をいれている。しかし、その警察からファイル交換ソフトとウイルス感染によって捜査情報が相次いでネット上に流出した。情報社会の落とし穴を際立たせた事態といえる。

ネットは、実社会の暗部も映し出す。最近では、破壊用ソフトで公共機関などのシステムを攻撃する「サイバーテロ」への備えも課題とされるようになった。情報通信技術の進歩は目まぐるしく、対策は後追いにならざるを得ない。白書がいうように、ネットの安全が警察だけでは保てないことも事実だろう。自由な仮想空間には危険も潜む。そのことをだれもが認識することによって、抑止の出発点に着くことができる。

三、請將以下判決要旨翻譯成中文 (20%)

民法5条9号は、「不法行為に関する訴え」につき、当事者の立証の便宜等を考慮して、「不法行為があった地」を管轄する裁判所に訴えを提起することを認めている。同号の規定の趣旨等にかんがみると、この「不法行為に関する訴え」の意義については、民法所定の不法行為に基づく訴えに限られるものではなく、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者が提起する侵害の停止又は予防を求める差止請求に関する訴えをも含むものと解するのが相当である。

そして、不正競争防止法は、他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の商品等表示を使用するなどして他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為等の種々の類型の行為を「不正競争」として定義し（同法2条1項）、この「不正競争」によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができることを定めている（同法3条1項）。

民法5条9号の規定の上記意義に照らすと、不正競争防止法3条1項の規定に基づく不正競争による侵害の停止等の差止めを求める訴え及び差止請求権の不存在確認を求める訴えは、いずれも民法5条9号所定の訴えに該当するものというべきである。

そうすると、本件訴えは、同号所定の訴えに該当するというべきであるから、これと異なる原審の判断には、裁判に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は、理由があり、原決定は破棄を免れない。そして、民法17条による移送の可否等について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

備 考 試 題 隨 卷 繳 交

命 題 委 員 :

(簽章) 97 年 3 月 3 日

- 命題紙使用說明：
1. 試題將用原件印製，敬請使用黑色墨水正楷書寫或打字（紅色不能製版請勿使用）。
 2. 書寫時請勿超出格外，以免印製不清。
 3. 試題由郵寄遞者請以掛號寄出，以免遺失而示慎重。